

特許庁、動き、音等の新しいタイプの商標の検討開始

特許庁は7月28日、動き、音等の新しいタイプの商標の法的保護の検討を行うため、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会の下に「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」を設置して、同日、第1回の会合を開催したと発表した。今後、5回程度開催し、来年1月頃に取りまとめる予定。(※)

(※)の続き

最近のインターネットの急速な普及などで、企業の販売・広告活動で自他の商品・サービス識別のため、従来の文字、図形等に加えて、動き、音等を利用した新しいタイプの商標が用いられるようになってきている。また、欧米諸国等では、新しいタイプの商標が商標法による保護の対象となっており、さらに、商標出願手続の簡素化・国際調和を目的とする「商標法に関するシンガポール条約」の規定やWIPO（世界知的財産機関）でも議題としても採り上げられるなど、新しいタイプの商標の保護制度の整備は、国際的な趨勢となっているという。

このため、ワーキンググループでは、日本の現行商標法では保護の対象となっていない、動き、音等の新しいタイプの商標について、保護すべき対象及びその具体的方策について検討を行い、来年1月頃に案を取りまとめる予定としている。

ノキアとクアルコム

携帯電話特許係争で全面的に和解

シ携帯電話機世界最大手のフィンランドのノキアと無線通信技術大手の米クアルコムは7月23日、さまざまな通信規格や技術に関して、新たな契約を結んだと発表した。これにより、両社間の訴訟は、ノキアの欧州委員会への提訴を含め、すべて取り下げられ、和解が成立した。

契約対象の通信規格には、GSM、EDGE、CDMA、WCDMA、HSDPA、OFDM、WiMAX、LTEなどが含まれ、契約期間は15年間という。

この契約のもとで、ノキアは、自社のモバイル機器や、ノキアと独シーメンス合弁のノキア・シーメンス・ネットワークスの通信設備機器にクアルコムのすべての特許権を使用するライセンスを獲得。また、ノキアは、クアルコムに対して直接、自社の特許権を主張せず、これによって、クアルコムはそのチップセットにノキア特許を使用できるようになる。契約の対価としては、ノキアがまず一時金を支払い、その後はロイヤリティとして支払いを継続する。金額などの条件は非公開としている。

両社は、2001年から特許ライセンス契約を結んでいたが、この契約は2007年4月で満了、その後は両社間で激しい訴訟合戦が続いていた。

任天堂とDS用ソフトメーカー54社

違法ソフト起動装置差止め提訴

任天堂は7月29日、ニンテンドーDSに装着すると違法コピーされたゲームソフトが起動できる、いわゆる「マジコン」と呼ばれる機器を輸入・販売している「嘉年華」など5社に対し、DS用ゲームソフトメーカー54社と共に、不正競争防止法に基づき輸入・販売差止めなどを求める訴訟を東京地裁に提起したと発表した。

「マジコン」は、これを用いると、インターネットの違法アップロードサイト等から入手した、本来ではDS上で動作しないはずの複製ゲームソフトが起動可能になるという機器で、「R4 Revolution for DS」など多くが中国から輸入されている。

任天堂およびソフトメーカー各社は、これらの機器の輸入・販売により、極めて大きな損害を被っており、このような機器の蔓延は、コンピュータゲーム産業全体の健全な育成・発展を阻害すると判断し、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器に対して、継続して断固たる法的措置を講じる所存としている。

日本の国際競争力強化めざし

国内8機関が「ICT標準化・知財センター」設立

「ICT標準化・知財センター」は7月31日、ICT分野の標準化

に関連する国内の8つの機関が、各分野の国際競争力を強化することを目標に、日本の国際標準化・知財に関する様々な取り組みを統括する拠点として、任意団体として同センターを設立したと発表した。英文名称は「ICT Standardization and Intellectual Property Promotion Center」で、略称は「iSIPc（アイシップ）」、専用のWebサイトも開設された。

参加したのは、(社)情報通信技術委員会、情報通信ネットワーク産業協会、(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)テレコム先端技術研究支援センター、(財)電気通信端末機器審査協会、(社)電波産業会、(財)日本ITU協会、(社)日本CATV技術協会、の8機関で、iSIPcの戦略検討チームには、企業や大学も参加し、プロジェクトが結成される。

iSIPcの主たる業務としては、「国際標準化の普及・啓発」「国際標準化戦略の策定」「国際標準化人材の育成」が掲げられている。このうち「国際標準化戦略の策定」については、重点技術分野として、(1)新世代ネットワーク、(2)NGN/IPTV、(3)電波有効利用・電波資源開発、(4)ITS、(5)次世代移動通信システム、(6)セキュリティ、(7)ICT環境、(8)ホームネットワーク、(9)次世代映像・音響、(10)ユビキタス、が選ばれ、分野別戦略検討チームにより、標準化動向の把握、パテント情報の分析、戦略の検討を行うとしている。

なお、8月26日(火)に、iSIPcの設立記念シンポジウムが新宿NSビルで開催され、9月以降に、戦略検討チームの発足など活動が本格化する予定。

【参考】iSIPc ICT標準化・知財センター
<http://www.isipc.org/>

JASRAC、動画共有サイト

「TVブレイク」を著作権侵害で提訴

～TVブレイク側は、削除要請は一度も拒否せずと反論～

日本音楽著作権協会（JASRAC）は8月6日、動画共有サイト「TVブレイク」を運営する旧パンドラTV（現ジャストオンライン）に対して、著作権侵害を理由として、同サイトでのJASRAC管理著作物の利用禁止と同社が無許諾で利用した期間の損害金1億2,800万円余の支払いを求める訴訟を東京地裁に提起したと発表した。

JASRACは、昨年6月以降、パンドラTVに対して、JASRAC管理著作物を含む権利侵害動画の投稿を防止する具体的な対策を講じて配信を停止するよう要請したが、同社は、TVブレイク上で発生する著作権侵害について責任を負わないと主張して、要請を拒否し、何らの対策もとらずに事業を継続し、無許諾で大量の管理著作物が違法にアップロードされ、公衆送信されている状況にあるという。

JASRACによると、パンドラTV以外の日本の動画共有サイト事業者の多くは、適法なビジネスモデルを目指して自主的に権利侵害動画を削除し、または権利者の許諾を得て適法に配信するなど、著作権侵害の発生防止措置を講じており、権利者との良好な関係を築くよう努力しているという。しかし、パンドラTVは、対応策を一切講ずることなく、意図的に著作権侵害を放置、容認する無責任な運営を継続しており、JASRACとしては、膨大な著作権侵害行為を放置できず、著作権侵害行為の差止めと損害賠償の支払いを求めて提訴に至ったとしている。

JASRACの調査では、TVブレイク上に今年4月時点で、JASRAC管理著作物を含む動画ファイルが少なくとも20,613件確認され、合計381万2,198回の視聴が行われたという。この一連の侵害行為に

よりJASRACが被った損害は、使用料規程に定める1曲1回の使用料で算定すると、これまでに1億2,800万円を超える損害が発生し、今後も侵害が継続された場合1ヵ月あたり少なくとも944万円の損害が生じることになっている。

一方、「TVブレイク」を運営するジャストオンライン(旧パンドラTV)も同日、サイトはプロバイダー責任制限法に沿って適正に運営しており、JASRAC発表の「削除要請を拒否」したことは一度もないとの反論を発表した。

ジャストオンラインは、「削除要請を拒否した事は一度もなく、何度かやりとりをして、平和的な解決を望んだが、突然、提訴された事は大変残念」として、「インターネット著作権を考える上で非常に重要な判例になると考え、今後は、法廷で明らかにしていく」と述べている。

また、同社は、8月1日付けで「パンドラTV」から「ジャストオンライン」に商号変更していることも明らかにした。同社は、韓国パンドラTVと協力してサービスを開始したが、2006年10月に資本関係を解消し、同じ商号を使い続ける事は誤解を招くため変更する事になっていたという。今回の件と商号変更のタイミングが重なったのは偶然で、意図的ではなく、予め韓国パンドラTVと取り決めていた事としている。

特許庁

「イノベーション促進に向けた新知財政策」公表

特許庁は8月8日、グローバル・インフラストラクチャーとしての知財システムの構築に向けて、とサブタイトルをつけた「イノベーション促進に向けた新知財政策」の政策提言と報告書を公表した。

この提言と報告書は、プロパテント政策の基本理念の下、更なるイノベーションを促進する観点から、日本の中・長期的な知財政策の在り方について、幅広く検討するため設置された「イノベーションと知財政策に関する研究会」(座長：野間口三菱電機取締役会長)が5月末に原案を公表して、日本語及び英語によるパブリックコメントの募集を行っていた。

その結果、国内にとどまらず、海外の特許庁や知財関係団体、企業などからも多様な意見が多数寄せられ、パブリックコメントの結果を反映させた政策提言及び報告書を取りまとめるに至ったので公表するとしている。なお、寄せられた意見の概要とそれに対する考え方も同時に公表された。

今回の政策提言と報告書の内容は、骨子は原案と変わらず、基本目標として

- I. 持続可能な世界特許システムの実現
- II. 特許システムの不確実性の低減
- III. イノベーション促進のためのインフラ整備

の3点を掲げ、以下の13の主要な政策提言をまとめている。

1. ひとつの発明が、効率的にグローバルな知財となる「仮想的な世界特許庁」の構築の構想を世界的に提言する
また、「仮想的な世界特許庁」の構築に向けて効率的な保護をよりグローバルに実現するための取組を拡大する
2. 出願人の多様なニーズに応じた柔軟な審査体制を整備する(メリハリの効いた特許審査迅速化)
3. 米国と欧州の制度面歩み寄りに向け日本が働きかけることで国際的な制度調和を推進する
4. 途上国における知的創造サイクルの確立に向けて、知財とビジ

ネスの成功事例の共有を提唱する

5. 審査基準を恒常的に見直し、特許制度の安定性を高めるため透明で予見性の高い特許審査メカニズムを構築する
6. パテントトロール問題対応のためのガイドラインを検討する
7. イノベーション促進のためのインフラ環境(エコシステム)を「再構築」する
8. 知財プロデュース型ビジネスの設立を支援する
9. 標準化された技術に関する知財の利用を円滑化し、標準化戦略を推進する
10. シームレスな(継ぎ目のない)検索環境を実現する
11. コミュニティパテントレビューの試行を開始する
12. 研究開発政策と知財政策との連携を図る
13. 知財プロデューサー派遣事業を創設する

【参考】「イノベーション・・・研究会」政策提言・報告書
http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/press_tizai_system_koutiku.htm

【参考】実施した意見募集の結果について
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/iken/kekka_innovation_meeting.htm

その他

(1) WIPO世界特許報告(2006年件数)

- ・世界特許出願数は4.9%増176万件、中、韓、米からの出願増
 - ・出願受付国別は、米国が日本抜き1位、以下、日、中、韓、欧の順
 - ・出願人国別は、日本が1位、以下米、韓、独、中の順
- 【参考】World Patent Report: A Statistical Review (2008)
http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/wipo_pub_931.html#a12

(2) 日産自動車、自社技術の異業種向けライセンス事業を本格開始
http://news.braina.com/2008/0805/enter_20080805_001_.html

(3) 船井電機、ポラロイドなど2社と
米国でのデジタルテレビ関連特許訴訟和解
~2社についてはITC調査終結、他の11社は継続~
http://news.braina.com/2008/0806/judge_20080806_001_.html

(4) トランスメタ、NVIDEAに
省電力プロセッサ技術の特許ライセンス供与
http://news.braina.com/2008/0807/enter_20080807_001_.html

(5) パテントプール会社アルダージ、10月から
デジタルケーブル放送規格の特許ライセンス開始
http://news.braina.com/2008/0808/enter_20080808_002_.html

(6) コミュニティパテントレビュー(CPR)
8月8日現在で38件、164人登録
~公開中のレビュー対象出願3件に対する
先行技術情報やコメント(計15件)も確認可能~

【参考】CPRへの参加者の募集について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/commupat_sankabosyu.htm

【参考】コミュニティパテントレビュー
<http://www.cprtrial-iip.org/>

コラム

(短期集中) 特許調査のためのワンポイントレッスン①

今回は、特許調査を行うに当たってのポイントを紹介いたします。

1. 調査目的を明確にせよ!

特許調査は、大別すると以下の5つの種類があります。

- (1) 技術動向調査...開発のヒントや技術課題の解決策を得るために、特定技術に関する先行技術の動向を知るための調査
- (2) 先行技術調査...出願や審査請求前に、特定技術に関する先行技術の事例を知るための調査
- (3) 侵害防止調査...自社の製品や製造方法が、他社の特許権を侵害していないかどうかを知るための調査
- (4) 無効資料調査...自社の事業活動を行う上で妨げとなる特許を無効にするための調査
- (5) その他...抵触調査、監視調査(ウォッチング)、パテントファミリー調査、等

特許調査を行うためには、まず自分の行う調査が、上記(1)~(5)のどの調査に属するの把握し、調査目的を明確にすることが大切です。調査目的が明確でなければ、いくら検索技術が優れていても、適切な調査結果を得ることは出来ません。なぜなら、調査目的によって調査方法が異なってくるからです。例えば、侵害防止調査では、権利範囲を想定し、その想定した権利範囲に基づく漏れのない網羅的な調査を行う必要があります。したがって、特許調査を行う場合には、まず初めに、自分は何のような目的で調査を行うのかを明確にするようにしましょう。そうすれば、何をどのように調べていくかということも、自ずと見えてきます。具体的な検索方法については、次の機会にご紹介いたします。

